

ベンチャービジネスサポート（VBS）研究会会則

1997.5.9 制定
1997.10.3 改訂
1998.4.3 改訂
1999.4.2 改訂
2000.4.7 改訂
2004.4.9 改訂
2012. 10.5 改訂

第1章 総則

第1条 本会の名称

本研究会は、「ベンチャービジネスサポート(Venture Business Support)研究会」と称する。呼称は、VBS 研究会と略することができる。

第2条 会員の資格

本会は、原則として経産省認定中小企業診断士資格取得者の内、一般社団法人東京都中小企業診断士協会（以下協会と呼ぶ）の会員をもって構成する。

但し、上記の条件を満たしていない場合であっても、本研究会会員1名以上の推薦を受け、本研究会にふさわしいと認められた者は会員となることができる。

第3条 研究会の目的

本会は会員相互の研鑽を通じて、中小企業診断士としてベンチャービジネス支援に必要なコアコンピタンスを確立し、もってベンチャービジネスの活性化に資する。

延いては中小企業の活力増強及び日本経済発展のトリガーとなることを目指す。

ここで確立すべき中小企業診断士としてのコアコンピタンスは以下の各項とする。

- (1) 中小企業のアントレプレナーシップの涵養方策とその実践的適用
 - － ベンチャービジネスアイデアの発想を刺激(休眠特許のカタライズ等)
- (2) ベンチャービジネスの創業から安定経営に至る事業展開を円滑に図る手法とその実践的適用
 - － VB 評価(ベンチマーキング等)能力養成/VB 経営指導・育成能力養成
- (3) ベンチャーサポート集団の組織化
 - － 専門家集団(弁護士・技術士・弁理士・会計士・税理士等)のネットワーク構築/コーディネーション
- (4) ベンチャービジネスサポート事業展開

[本会におけるベンチャービジネスの定義]

アントレプレナー（高い志と成長意欲の強いリーダー）に率いられたリスクを恐れない若い企業で、商品、サービス或いは経営システムに独創性(イノベーション)をもち、事業の独立性、社会性を持った企業

第2章 活動方針

第4条 研究活動

本会は、前条の目的を達成するため、以下の研究活動等を行う。

(1) 月例研究会

- ・原則として、毎月第1金曜日の19時～21時に開催する。
- ・第12条で定義する副代表幹事が、本会の議事進行を司会する。
- ・会員が相互にその研究成果を発表しあい、自由に討議する場とする。
- ・その他必要に応じて、会員以外の講師を招くことができる。

(2) 分科会

- ・必要に応じ研究テーマ別の分科会を、会員の発案により設置できるものとする。
- ・分科会は自由に研究活動を行えるが、定期的にその研究成果を報告しなくてはならない。

(3) 電子メール利用による情報・意見交換

- ・メーリングリスト(グループウェア)機能を利用して、会員相互間のタイムリーな情報・意見交換を行うと同時に、情報共有・活用を促進する。
- ・メーリングリストの管理は、研究会より委託を受けた特定の会員がその任に当たり、入退会に応じて、メーリングリストへの会員名の登録・削除を行う。

(4) 研究会ホームページによる情報共有・情報発信

- ・VBS研究会として、独自のホームページを開設・運営し、対外的に研究成果を公表するとともに、ベンチャー企業等関係者との情報交換の場としても活用する。

[研究対象項目]

- ・日本流のベンチャービジネス展開方法論
- ・ベンチャービジネス展開円滑化方策の体系化とその適用手法
 - －アントレプレナーシップの涵養方策
 - －ベンチャー支援資金調達方策
 - －ベンチャービジネス交流・ネットワーク化
 - －ベンチャービジネスへのステージ毎の経営活動支援方策 etc.
- ・上記方法論方策を適用したベンチャービジネスの立ち上げ実践

第5条 成果発表

研究成果の普及を図るため、次の活動を行う。

- ・月例会での発表の外、会員以外の協会員等を対象とした講演会やセミナーを開催。
- ・出版物発行、電子情報発信等を通じて成果を世に問う。
- ・協会・支部・支会のシンポジウムや更新研修の場等での発表も積極的に行う。

第6条 ベンチャービジネスサポート事業の実践的展開

以下のような活動を通じて、ベンチャービジネスサポート事業を実践的に研究する。

- ・実際のベンチャービジネスの立ち上げ実践
- ・ベンチャービジネスコンサルテーション事業の展開
- ・ベンチャービジネス人材育成(教育)事業の展開

[ベンチャービジネスサポート領域]

- ・情報・ノウハウ提供／教育支援／資金調達支援／人材支援／技術支援／情報化支援／オフィス支援等

第7条 研究活動の進め方

本会の研究活動は、定例会をベンチャービジネスサポート実践のチャンスとの出会いの場と位置づけ、その結果を下記のような展開に結びつけることを基本とする。

- ・研究会として、当該テーマに対する提案活動等の支援を行う。

- ・分科会活動として、テーマを深耕し研究を継続する。(事業化狙いを含む)
- ・個人またはグループで、コンサルテーション等のベンチャービジネスサポート事業を実践する。

第3章 入退会

第8条 入会及び随時参加

(1) 入会

会員資格を満たし、本会の趣旨に賛同する者は、別途定める書式にて幹事に申し出ることにより入会できる。

(2) 随時参加

会員以外も月例研究会等へ随時参加できるものとする。但し、外部講師を招聴する会合等の場合は、随時参加者より所定(第15条(3))の参加費を徴収する。

第9条 退会・除名

- ・本人の希望により、随時退会できる。但し、退会者がそれまでに納めた会費は、返還しない。
- ・1年以上にわたって研究会に出席せず、かつ会費を1年以上滞納した場合は、継続の意志がないものとして、原則退会扱いとする。
- ・本会の趣旨に反する会員または本会の名誉を著しく損じる会員は、総会を開催しその2/3以上の賛成により除名できるものとする。

第10条 休会

- ・本人が申し出ることにより、休会扱いとすることもできる。
- ・再度本人の申出に基づき、復会できるものとする。
- ・休会中の会費は徴収しない。
- ・休会中は、議決権を消失するものとする。

第4章 会の運営

第11条 総会

- (1) 少なくとも年に1回(原則4月の月例会時に)次の事項に関する討議・決議を行う総会を開催する。
 - 1) 会計及び年度予算に関する事項
 - 2) 会則の変更に関する事項
 - 3) 年度の運営方針に関する事項
 - 4) 役員の人選に関する事項
 - 5) その他研究会の運営に関わる重要事項
- (2) 総会は、代表幹事が招集する。
- (3) 代表幹事が、議事進行を司会する。
- (4) 決議事項は、出席者の過半数の賛成により採択するものとする。

第12条 役員

- (1) 本会の運営に責任をもつ以下の役員を置く。

代表幹事：1名

副代表幹事：1名

幹事：数名

監事：1名

(2) 幹事及び監事は会員の互選とし、代表幹事は幹事の互選とする。

(3) 各役員任期は原則1年とし、重任も認める。

(4) 原則、総会の場において役員を選出を行う。

(5) 各役員の仕事分担は以下の通りとする。

① 代表幹事

- 1) 幹事を統括して本会の運営に責任をもつ。
- 2) 対外的には、本会を代表する。
- 3) 総会の議事進行を司会する。

② 副代表幹事

会員の協力を得て、代表幹事を補佐し、会を円滑に運営する任に当たる。

- 1) 年間の活動計画案の作成
- 2) 月例会の議事進行
- 3) 東京中小企業診断士協会が開催する研究会向け各種会議・イベントへの対応
- 4) 東京中小企業診断士協会への連絡・年度報告
- 5) その他本会の運営に必要な事項

③ 幹事

会員の協力を得て、代表幹事を補佐し、会を円滑に運営する任に当たる。会計、企画、広報等の担当として、主に以下の事項を行う。

- 1) 予算案の作成
- 2) 会費の徴収、支出管理、決算の実施
- 3) 総会の開催:会場の確保/案内/議事進行補佐/議事録作成
- 4) 月例会の開催:研究テーマ設定/講師選定/会場確保/案内/議事進行(代表幹事不在時は司会代行)/議事録作成等
- 5) 新規会員募集
- 6) 外部折衝
- 7) メーリングリストやホームページの運用管理
- 8) その他本会の運営に必要な事項

④ 監事

- 1) 本会の会計業務および運営が適切かつ公正に行われることを監査する。
- 2) 毎年度の収支決算報告に対する会計監査を行う。
- 3) 必要に応じ、会の運営に関して幹事にアドバイスを行うアドバイザー或いは顧問を置くことができるものとする。

第13条 事務所

本会の事務所は、代表幹事の住所におく。

第5章 事業年度と会費

第14条 事業年度

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条 会費

- (1) 入会金

- ・入会時に 2 千円を入会金として徴収する。
- (2) 会費
- ・協会に所属する中小企業診断士の年会費は、8 千円とする。但し、後期新入会者の初年度会費は、4 千円とする。
 - ・協会に所属する中小企業診断士以外の者の年会費は、10 千円とする。但し、後記新入会者の初年度会費は、5 千円とする。
 - ・また特別の出費を要する案件等発生した場合、特別会費を徴収することもできる。
- (3) 随時参加費
- ・会員以外のものが月例研究会に参加する場合は、随時参加費を都度徴収する。協会に所属する中小企業診断士の随時参加費は 1,500 円とし、協会に所属する中小企業診断士以外の者の随時参加費は 2 千円とする。但し、総会及びオリエンテーションを目的とした会合の場合は、無料とする。
- (4) 会費の減免
- ・年度を通じて本会の役員を担った場合は、次年度会費から 2 千円を減免する。

第 6 章 補則

第 16 条 会員の義務及び権利

- ・会員は本会会則を遵守しなくてはならない。
- ・本会の会員は、名刺等に本会会員であることを表示することができる。
- ・会員個人が有償で受注した業務に関して、本会には一切迷惑を及ぼさない。(本会は、有償で会員個人が受注した業務について、一切責任を負わない。)
- ・会員または会員の属する団体が、本会の成果に係わる手法やネットワーク等を活用して、本会と関係なく診断活動等を行った場合、本会の成果であるそれらの有効性や問題点等を、本会に対し報告する義務があるものとする。
- ・研究会活動上知り得た、企業や個人(研究会メンバーを含む)に関する事項については、中小企業診断士倫理規定にもとづき、当事者の了解なく他へ漏洩しない。
- ・会員は電子メールを保有することを必須の要件とする。(会員への連絡は電子メールによる)

第 17 条 会則の改訂

本会則の改定は、総会出席者の過半数をもって行うことができる。

第 18 条 その他

本会則にない事項は、その都度会員の合議により決定する。